

# 産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本方針解説資料（案）

## VIII. 産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について

### 1. 背景と意義

#### 1-1 産業廃棄物の処理に係る契約における環境配慮の必要性と意義

産業廃棄物の不法投棄（新規判明事案）は、投棄件数、投棄量ともに減少傾向にあるものの未だ撲滅には至っておらず、今なお過剰保管を始めとした不適正処理が多く発生している。また、不法投棄等の残存事案についても、残存件数は横ばい、残存量は微増であることから、産業廃棄物の適正処理の推進に向けた施策強化は依然として大きな課題となっている。

一旦不法投棄が発生すると、水質汚濁や土壌汚染等の環境影響、周辺地域のコミュニティの破壊等が生じ、その原状回復には莫大な費用や時間が必要になり、社会的影響は極めて大きい。このため、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止することが強く求められており、数次の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正においては、不法投棄等の行為者や廃棄物処理業者に対する規制強化とともに、一貫して排出事業者責任が強化されてきた<sup>1</sup>。

産業廃棄物排出事業者の責務は単に処理委託を行うにはとどまらない。不法投棄に代表される不適正処理を減らすには、排出事業者による処理事業者の的確な選定が必要であり、これをもって産業廃棄物処理全体の適正化を図ることが排出事業者の責務であるとの自覚が必要である。現在、これに資する制度として、産業廃棄物処理業の健全化に向けた優良産廃処理業者認定制度が平成 23 年度より運用され、排出事業者が優良認定業者に委託しやすい環境を整備することにより産業廃棄物の適正な処理が推進されている。また、一部の地方公共団体等においても同様の取組がなされている。

一方、産業廃棄物の処理に係る契約においては、適正処理を前提としつつ、温室効果ガス等の排出削減も考慮する必要がある。廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は、我が国全体の排出量の 3%程度を占め、廃棄物分野における対策は軽視できない状況にある。[20192020](#)年度における排出量は 39.7 百万 t-CO<sub>2</sub> で、2013 年度の排出量 40.1 百万 t-CO<sub>2</sub> に比べて [4.21.0](#)%の減少<sup>2</sup>となっているが、引き続き排出削減に向けた対策の推進が求められている。

<sup>1</sup> 例えば、平成 9（1997）年改正においては、マニフェストの使用義務が全ての産業廃棄物に拡大された。また、平成 12（2000）年改正では、マニフェスト制度における処分終了の確認義務が最終処分終了まで拡大され、不法投棄等の不適正処分に係る措置命令の対象に排出事業者が追加された。さらに、平成 22（2010）年改正においては、排出事業者による産業廃棄物の処理状況確認努力義務が規定された。

<sup>2</sup> [20192020](#)年度における温室効果ガス排出量の 2013 年度比の内訳は、二酸化炭素が [3.24.0](#)%増加、メタンが [21.524.1](#)%減少、一酸化二窒素が [3.84.1](#)%減少となっており、焼却等に伴う二酸化炭素の排出量はやや増加してい

また、循環型社会構築に向けて、廃棄物の再生利用も重要である。近年産業廃棄物の最終処分率は順調に低下を続け 20192020 年度には 2.4%となっており、再生利用率も全体で 52.853.4%と 5 割を超えているが、今後もより一層の推進が必要である。

以上のことを受けて、国及び独立行政法人等における産業廃棄物の処理に係る契約においては、温室効果ガス等の排出削減、産業廃棄物の適正処理や資源としての再生利用の促進等の実施に関する能力や実績等を考慮した事業者の選定が行われることが必要である。こうしたことが、国及び独立行政法人等の契約にとどまらず、地方公共団体や民間部門の契約にも波及していくことにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与することが期待される。

## 1-2 プラスチック資源循環の促進

海洋プラスチックごみ問題に加え、気候変動対策、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進するため、令和 3 年 6 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が成立し、令和 4 年 4 月に施行された。

プラスチック資源循環促進法においては、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般について、あらゆる主体がプラスチック資源循環の取組、3R+Renewable を促進するための措置を講じて<sup>3</sup>おり、プラスチック使用製品産業廃棄物等<sup>4</sup>を排出する事業者抑制・再資源化等の措置を求めている。工場や事業場等の事業活動に伴って発生する廃プラスチックのみならず、オフィス等における事業活動に伴い排出されるプラスチック製の事務用品等についても、プラスチック使用製品産業廃棄物等に該当することから、国及び独立行政法人等の各機関は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者に当たる。

令和 4 年 3 月に「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き」が策定・公表され、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に関

---

るものの、埋立や排水処理等に伴うメタンの削減が図られている。

<sup>3</sup>「設計・製造段階」においては、プラスチック使用製品製造事業者等がプラスチック使用製品の設計に当たって講ずべき措置に関して「プラスチック使用製品設計指針」（プラスチック使用量の削減や部品の再利用・再生プラスチックの利用等）を定めている。「販売・提供段階」においては、特定プラスチック使用製品を提供する事業者が取り組むべき判断基準を定め、特定プラスチック使用製品提供事業者に対して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の取組（目標の設定や提供方法・製品の工夫等）を求めている。「排出・回収・リサイクル段階」においては、①市区町村による分別収集・再商品化の取組（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）に規定する指定法人への再商品化の委託、計画認定制度の創設等）、②プラスチック使用製品の製造・販売事業者等による自主回収・再資源化（計画認定制度の創設）、③排出事業者による排出の抑制及び再資源化等（排出の抑制や再資源化等の実施、計画認定制度の創設）を措置している。

<sup>4</sup>プラスチック使用製品廃棄物（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたプラスチック使用製品（プラスチックが使用されている製品）であって、放射性物質によって汚染されていないものが廃棄物となったもの）のうち、産業廃棄物に該当するもの（分別収集物となったものを除く）又はプラスチック副産物（製品の製造、加工、修理又は販売その他の事業活動に伴い副次的に得られるプラスチックであって、放射性物質によって汚染されていないもの）。

し、判断の基準となるべき事項が示されている<sup>5</sup>。

判断基準においては、排出の抑制及び再資源化等の実施の原則として、「排出の抑制及び再資源化等を実施する際は、必要な事情に配慮した上で、可能な限り、①排出を抑制すること、②再資源化を行うことができるものは再資源化を行うこと、③再資源化ができないものでも、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと、という優先順位に従うこと」とされている。また、再資源化に当たっては、「再資源化等を行う際は、再資源化等を著しく阻害するものの混入を防止すること、自ら又は他人に委託して熱回収を行う場合は、可能な限り効率性の高い熱回収を行うこと」が示されている。さらに、排出事業者は、毎年度、当該年度のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネット等により公表に努めることとされている。

上記のほか、排出事業者が求められるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等を促進するために取り組むべき措置を判断する際の参考として同手引きの解説、取り組み事例等を活用されたい。

## **1-23 本解説資料の使い方**

本解説資料は、環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた、産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項を踏まえ、調達者が具体的に産業廃棄物の処理に係る契約を締結する際の参考として使用されることを想定したものである。

本解説資料は、産業廃棄物の処理に係る契約に当たっての考え方や具体的な内容、実際の事務手続き等について説明したものである。

なお、本解説資料に示した事例は参考例であり、調達者は調達条件を踏まえて適切に対応することが必要である。

# 以下省略

---

<sup>5</sup>「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める命令」（令和4年内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号。以下「判断基準」という。）に基づくもの。